明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○租税特別措置法施行規則等の一部を改正する等の省令（**財務**六九）　一

○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**六七）　二

〔告　示〕

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**法務**五七五、五七六、五七八～五八二）　二

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（**同**五七七、五八三）　三

○粉じん障害防止規則等の規定により登録較正機関等を登録した件（**厚生労働**四九四）　三

○保安林の指定をする件（**農林水産**一七五九～一七六四）　四

○保安林の指定を解除する件（**同**一七六五）　四

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一七六六）　四

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十五条の十第一項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者の認定を取り消した件（**経済産業**三五〇）　七

○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（**国土交通**一二九〇）　七

○貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を実施する者の主たる事務所の所在地を変更する件（**同**一二九一）　七

○海上における空対空射撃訓練を実施する件（**防衛**二一六～二一九）　八

○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（**同**二二〇）　八

○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**二二一）　八

○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**二二二）　八

○道路に関する件（**東北地方整備局**一五四、一五五）　九

○建築基準法に基づく指定確認検査機関を指定した件（**中部地方整備局**一六四）　九

○都市計画に関する件（**中国地方整備局**一一〇）　九

○道路に関する件（**四国地方整備局**一三八、一三九）　九

○道路に関する件（**九州地方整備局**一四〇）　九

○都市計画に関する件（**沖縄総合事務局**四一）　九

〔国会事項〕

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（関東経済産業局）　一〇

〔人事異動〕

国土交通省　会計検査院　最高裁判所　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項

紛失された外交官等身分証明票の無効について（外務省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

司法書士懲戒処分、前払式証票発行者の発行保証金に係る債権の申出についての公示、郡山区域農用地整備事業における柳橋五換地区の換地計画、下閉伊北区域農用地整備事業における（田野畑・芦渡）換地区の換地計画、職員の免職処分、無縁墳墓等改葬関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一二

地方公共団体

教育職員免許状失効、公示送達関係　二九

会社その他　三〇

省　令

○財務省令第六十九号

農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条第五項（第三十三条の二第三項において準用する場合を含む。）並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十七条の二第一項第二号並びに租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百八号）附則第四十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第四十条の六第二項第一号及び第九項第一号並びに租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百八号）附則第四十四条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第四十条の七第三項第一号及び第二号並びに第九項第一号の規定に基づき、並びに法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する等の省令を次のように定める。

平成二十一年十二月十四日

財務大臣　藤井　裕久

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する等の省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第五項第六号中「当該資産の所在する地域を管轄する都道府県知事」を「農林水産大臣又は当該資産の所在する地域を管轄する地方農政局長」に改める。

第十五条第一項第一号中「第一条の十七第二項」を「第十七条第二項」に改める。

第二十一条の十八の二第二項第二号中「第二条第一項」を「第二条第一項第二号」に改め、「農業生産法人となることに関する」を削る。

第二十二条の三第二項第一号及び第二十二条の六十五第二項第一号中「第一条の十七第二項」を「第十七条第二項」に改める。